

ならコープでんき節電アクション 2022 冬 利用規約

2022年11月30日実施

株式会社 CWS

「ならコープでんき節電アクション2022冬」（以下、「本プロジェクト」といいます。）利用規約は、株式会社CWS（以下、「当社」といいます。）が実施する、国が行う「電気利用効率化促進対策事業」（以下、「国事業」といいます。）に基づく節電プログラム（以下、「国の節電促進プログラム」といいます。）に関する取扱いを定めたものです。

1 本プロジェクトの内容

対象の電気料金メニューにご加入中のお客さまは、本プロジェクトに参加のお申込みをいただいた場合、「2 対象となる期間」に定める本プロジェクトの対象期間に、お客様が前年同月と比較して電力量を一定削減した場合に値引きを受けることが出来るプロジェクトです。

2 対象となる期間

2023年1月分（2022年12月検針日から2023年1月検針日の前日まで）、2023年2月分（2023年1月検針日から2023年2月検針日の前日まで）および2023年3月分（2023年2月検針日から2023年3月検針日の前日まで）の電気のご使用期間を対象といたします。また、本プロジェクトの参加お申込み期間は、2022年9月1日（木）から2022年11月30日（水）までとし、値引きは2023年5月の電気代支払い時まで実施するものといたします。

3 定義

当社の電気小売供給約款に定義される用語は、本規約においても同様の意味で使用いたします。

4 参加条件等

当社は、お客さまが以下のすべての条件を満たしたと当社が判断する場合に、本プロジェクトを適用いたします。

- (1) 本規約のすべてに同意の上、本プロジェクトの参加お申込み期間内に参加フォームより参加のお申込みをいただき、当社がこれを承諾したこと。
- (2) 本プロジェクトの参加お申込み時点から値引き時点までの間、継続して市民生活協同組合ならコープの組合員であり、かつ「ならコープでんき」をご利用いただいていること。
- (3) 本プロジェクトの参加お申込み時点から本プロジェクト終了までの間、同一の需要場所で継続して対象の電気料金メニューが適用された個人のお客さまであること。

なお、対象の電気料金メニューから他の対象の電気料金メニューへの変更も継続に含むものといたします。

＜対象の電気料金メニュー＞

ならこーぷでんき（通常プラン・オール電化プラン）

- (4) お客様の全ての電気需給契約に係る個人情報（需給契約名義、住所、電話番号、お客様番号、供給地点特定番号、電力使用量等）を国事業の事務業務に必要な範囲で国事業の事務局へ提供すること。

また、要件を満たさない特典取得や複数回の特典取得等、不正に特典を取得しないこと。また、不正に特典を取得した可能性がある場合と国事業の事務局が判断した場合に、当社を通じた参加状況等の確認依頼に速やかに応じること。

不正に特典を取得したことが発覚した場合、当社を通じて特典相当額の返還要請を受けた場合に速やかに返還に応じること。

5 本プロジェクトの参加方法

本プロジェクトの参加お申込み期間中に、参加フォームに必要事項をご入力し申し込んでいただくことで参加いただくことができます。一度本プロジェクトへ参加申し込みを完了しますと、原則として「2 対象となる期間」に定める電気のご使用期間まで参加いただけます。

6 節電量の計算

- (1) 本プロジェクトでは、(5)に基づき設定される、前年同月のご使用量 (kWh) から当月のご使用量 (kWh) を差し引いた残りの値を節電量として定義いたします。ただし、前年同月にならこーぷでんきを契約されていなかった場合は、前年同月のご使用量の代替値として、前年同月のならこーぷでんき契約全世帯の平均使用量である以下の数値 (kWh) を用います。

前年同月	平均使用量
2022年1月	521kWh
2022年2月	430kWh
2022年3月	381kWh

- (2) 2022年9月29日（木）から2022年11月30日（水）までに本プロジェクトに参加いただいた場合は、2023年1月分、2023年2月分、2023年3月分、それぞれにおいて、節電量の計算をいたします。
- (3) 節電率は、以下の算定式によって算定された値といたします。

節電率 = 当月の節電量 (kWh) ÷ 前年同月のご使用量 (kWh)

(4) 節電への取り組みに継続的に参加し、(3) に定める当月の節電率が3%以上となった「ならコープでんき」電気需給契約ごとに、本規約「9 節電達成特典内容」に定める特典を付与いたします。

7 節電値引き

当社は本プロジェクトに参加いただいたお客さまに対し、対象期間の「6 節電量の計算」(4) の条件を満たした場合、対象期間の月ごとに、1000円(国の補助事業による値引き。非課税)、100円(株式会社CWSによる値引き、税込)、合計1100円の値引きを行います。値引きの実施は、対象期間の月の電気代の引き落としによるお支払い時(検針日の翌々月)に行います。

なお、ならコープでんきの電気代を含むお支払い額が値引き額を下回っている場合は、差額を、市民生活協同組合ならコープが登録しているお客様の代金支払い用金融機関の口座に振り込みます。振込の手数料は当社が負担します。なお、お客様に市民生活協同組合ならコープのご利用代金の未納がある場合は、振込は行われません。

8 取得するデータ

本プロジェクトにおいて取得した個人情報ならびに電力利用実績データは、株式会社CWSが定める方針「個人情報の保護について」に基づいて、適切に取り扱うものといたします。

9 規約の改定

当社は、本規約の記載事項を変更する場合がございます。本規約の変更事項の内容は、当社が定める方法に基づいてお客さまへ通知いたします。

10 免責事項

当社は、本プロジェクトに関連して、当社の責めに帰すべき事由によりお客さまに生じた損害について、当社に故意、重過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限って賠償するものといたします。

11 注意事項

- (1) 本プロジェクト期間中に、参加お申込み時点での電気料金メニューの解約、または廃止が発生した場合、解約日または廃止日を含む対象月は節電率の算定をいたしません。
- (2) 本プロジェクトへの参加、お問い合わせにかかる通信料その他費用はお客様の負担となります。
- (3) 本プロジェクトの期間中または終了後に、同様または類似のプロジェクトを行う場合がございます。
- (4) 本プロジェクトは予告なく変更または終了する場合がございます。

附 則

実施期日

本規約は、2022年11月30日から実施いたします。

2022年11月29日 制定